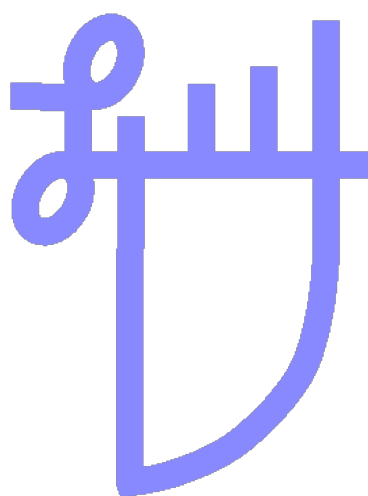


学校いじめ防止基本方針



川崎市立桜本中学校

1 学校経営計画

- ・教育関係法令
- ・中学校学習指導要領
- ・かわさき教育プラン
- ・学校評価の方法
- ・夢教育 21 推進事業

学校教育目標

- 1 礼儀正しく、常に感謝する心を持つ生徒
- 2 心身を鍛え、強い意志と実行力を持つ生徒
- 3 知識技能を習得し、豊かな情操と品位を持つ生徒
- 4 集団の中で、自主的に行動し、協力し合う生徒
- 5 すべての人を尊重する心を持ち、国際的視野に立つ生徒

目指す生徒像

自ら考え 学び合い 共に生きる

学校教育指導方針

- 1 一人一人の人権を大切にする教育
- 2 生徒の自主性を尊重し、意欲的に活動させる教育
- 3 けじめある厳しさと、広い豊かな心を育成する教育

生徒への視点

・礼儀をわきまえ、集団の一員としての役割と責任を自覚した行動がとれるようにする。

家庭や地域への観点

・地域施設や地域人材等の活用を図り、積極的に連携する。

教師の願い

・他を思いやる心を持ち、たくましく自己の未来を切り拓く意欲と心情を育てる。

中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営4つの重点目標

① 魅力ある「わかる授業」の推進と学力の向上	② 人権尊重教育の充実	③ 支援教育の充実	④ その他教育諸課題への取組
<ul style="list-style-type: none"> ○学習内容の研究 ○一人一人に視点をおいた教育 ○基礎学力の充実 ○学ぼうとする姿勢の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○より広い人権尊重教育の学習の充実 ○多文化共生地域の特性を生かした教育の推進 ○いのち、心の教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育の推進 ○特別支援教育の充実 ○教育相談の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭との連携を重視した生徒指導の充実 ○小中連携教育の充実 ○学校評価の推進

短期学校経営目標（今年度の重点）

<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的・基本的な知識・技能の習得 ○思考力・判断力・表現力をはぐくむ教育の充実 ○学習意欲の向上や学習習慣の確立 ○言語活動の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳、特別活動、総合的な学習の時間との連携 ○すべての人を尊重する心を持ち、国際的な視野に立てるようはぐくむ ○いじめや暴力を許さない学校環境の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○個に応じた特別支援教育の実践 ○通常級に在籍する教育的ニーズのある生徒への支援 ○教育相談体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域・家庭との連携を図る ○小学校との連携 ○学校評価の実施と公表
---	---	---	--

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ・教材の工夫、繰り返し学習、個別学習、少人数指導の徹底 ・指導内容の明確化と評価方法の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> ・多文化共生教育の教材研究 ・いじめを許さない心と行動への推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内支援体制の構築 ・教育的ニーズの把握と個別指導の充実 ・定期教育相談の実施及び日常の教育相談の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が参加しやすい学校行事の工夫と改善 ・小中の授業参観及び行事の交流 ・学校公開日等のアンケートの実施
--	--	--	--

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

①学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

②生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につけさせます。

④生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な教育相談アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」といいます）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面から的確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、および生徒指導担当者・支援コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び

支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といたします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校が重大事態に至るいじめ行為を認知した場合には、市いじめ防止基本方針に基づき、迅速かつ適切に当該事態の調査・報告を行い、関係機関と連携して当該事態に対処するとともに、同種のいじめ事案の発生防止を図ります。

6 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、学年主任、教務主任、生徒指導担当（生担）、
支援コーディネーター（支援 Co）、養護教諭、部活動顧問長、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー（要請による派遣）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（教務主任・生担）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
1年・・・・・・・・・・・・・・（ 学年主任 ） 2年・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
3年・・・・・・・・・・・・・・（ 学年主任 ）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導部・各学年主任）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（特活指導部・生担）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育担当者）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当・教頭）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（各学年主任・生徒指導担当・教頭）

7 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・第1回校内研修の実施(生徒指導体制の確認等) ・第2回校内研修の実施(第2・3学年の生徒理解)
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・第3回校内研修の実施(第1学年の生徒理解)
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談月間の実施 ・教育相談を受けての対応について <p>【生徒指導点検強化月間】の取組</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・地区懇談会の実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・生活安全教室を実施(サイバー教育を含めて)
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 ・教育相談月間の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談を受けての対応について ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止標語の募集 ・教育相談月間の実施 ・教育相談を受けての対応について
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・学年集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーションなど
- ・あいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・委員会・同好会活動（あいさつ運動、花植え活動）
- ・小中連携活動（体験入学などでの交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成
- ・年間テーマの設定、掲示

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌の発行
- ・地区懇談会

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・地区懇談会
- ・地域教育会議との連携による取組

人権尊重教育実践推進校としての取組

- ・各学年1回 計3回の計画的な人権尊重教育校内授業研究会
- ・全市に向けての人権尊重教育公開授業及び研究会
- ・研究授業のための全クラスによるプレ授業の実施